

医療法人中川会飛鳥病院行動制限最小化委員会要綱

平成16年5月1日制定施行
平成27年4月1日一部改正施行
令和5年11月1日全部改正施行

行動制限最小化委員会要綱（平成16年5月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、入院患者の隔離、身体拘束その他の行動制限（以下「行動制限」という。）が病状等に応じて必要最小限の範囲内で適正に行われるため、及び医療保護入院等に係る患者の基本的人権を尊重するために設置する行動制限最小化委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の業務）

第2条 行動制限最小化委員会（以下「委員会」という。）の業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 行動制限のための基本指針（以下「行動制限最小化指針」という。）及びマニュアルの整備に関すること。
- （2） 病状改善、行動制限の状況の適切性に係る判断及び行動制限の最小化に係る検討に関すること。
- （3） 行動制限に係る情報の収集に関すること。
- （4） 行動制限に係る研修及び教育に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、行動制限に関すること。

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 病院長及び副院長
 - （2） 医師（常勤である医師に限る。第6条第2項第2号において同じ。）
 - （3） 看護部長及び副看護部長
 - （4） 事務長及び事務次長
 - （5） 看護部に属する部署の長（第6条第2項第4号において「看護師長」という。）
 - （6） 診療補助部に属する部署の長
 - （7） 事務部に属する部署の長（事務部医療相談室長にあっては、精神保健福祉士に限る。第6条第2項第5号において同じ。）
 - （8） 前各号に掲げる者のほか、病院長が指名する職員
- 2 前項各号（第2号及び第8号を除く。）に掲げる職員の職（病院長、副看護部長及び事務次長を除く。）にある者が置かれていない場合にあっては、別に定めるところにより事務取扱又は代理をする者を委員とする。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 前項の委員長（以下「委員長」という。）は、病院長をもって充てるものとし、同項の副委員長（以下「副委員長」という。）は、副院長をもって充てるものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として、毎月1回開催するもの

とする。

- 2 会議は、委員長が招集する。
- 3 会議の議長は、委員長とする。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 委員（第3条第5号から第7号までに掲げる委員に限る。）が会議に出席できないときは、できるだけ当該委員の代理の職員が出席するものとする。
- 6 委員長は、委員以外の者の説明又は意見を聴く必要があると認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、又は資料の提供を求めることができる。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、会議が終了した場合には、速やかに、当該会議の議事の経過その他必要な事項に関する議事録を作成するものとする。

（行動制限最小化実行委員会）

第6条 病院長は、病棟から提出された行動制限レポートに関し、その妥当性を検討し、及び審査するため、行動制限最小化実行委員会を設置する。

- 2 前項の行動制限最小化実行委員会（以下「実行委員会」という。）の委員は、第3条第1項各号に掲げる委員のうち、次に掲げるとおりとする。

- (1) 病院長及び副院長
- (2) 医師
- (3) 看護部長及び副看護部長
- (4) 看護師長
- (5) 事務部医療相談室長

- 3 前2条の規定は、実行委員会に準用する。この場合において、第4条第1項及び前条第1項中「委員会」とあるのは「実行委員会」と、前条第5項中「第3条第5号から第7号まで」とあるのは「第6条第3号から第5号まで」と読み替えるものとする。

（指針）

第7条 行動制限最小化指針は、病院長の承認を得て、委員会が別に定める。

- 2 委員会は、行動制限最小化指針について、随時見直し、及び改定するとともに、全職員に周知するものとする。
- 3 前項の周知は、業務運営会議での報告、各部署への回覧及び備付けその他効果的な方法によるものとする。

（資料の収集等）

第8条 委員会は、行動制限に関する資料を収集するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により収集した資料について、行動制限の適正な運用のために整備するとともに、行動制限に関し必要な事項を全職員に周知し、及びこれを徹底するものとする。
- 3 前項の周知は、業務運営会議での報告、各部署への回覧及び備付けその他効果的な方法によるものとする。

（研修等）

第9条 委員会は、行動制限に関する研修及び教育を実施するものとする。

- 2 前項の研修（以下この条において「研修」という。）は、少なくとも年2回開催するものとし、及び次に掲げる職員を対象として実施するものとする。

- (1) 全職員
- (2) 各部署の代表者
- (3) その他委員会が必要と認める職員

- 3 第1項の教育（以下この条において「教育」という。）は、新規採用職員及び異動した職員を対象として随時実施するものとする。

- 4 研修及び教育（以下この条において「研修等」という。）の実施方法及び内容については、委員会が定める。
- 5 研修等の実施内容（開催日時、参加者、項目等をいう。）については、研修実績簿（別に定める。）により記録するものとする。
- 6 前項の研修実績簿の保存期間は、2年とする。
（秘密の保持）

第10条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第11条 委員会及び実行委員会の庶務は、事務部医療相談室において処理する。

（要綱の改廃）

第12条 この要綱の改廃は、病院長の承認を得て、委員会が行うものとする。この場合において、病院長は、当該改廃の内容が法人若しくは病院の運営に多大な影響を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は法令に違反する恐れがあると認めるときには、当該内容について、事前に理事長の承認を得なければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び実行委員会に関し必要な事項については、病院長の承認を得て、委員会が別に定める。

附則：この要綱は平成16年5月1日より施行する。

この要綱は従前の要綱を平成27年4月1日付けにて改訂し即日施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に存する行動制限最小化実行委員会は、施行日において、この要綱の規定による改正後の医療法人中川会飛鳥病院行動制限最小化委員会要綱（以下「改正後の要綱」という。）第6条第1項の規定による行動制限最小化実行委員会とみなすものとする。
- 3 施行日の前日において、現に行動制限最小化実行委員会の委員である者は、施行日において、改正後の要綱第6条第2項の規定による行動制限最小化実行委員会の委員とみなすものとする。
- 4 施行日の前日において、現に存する行動制限最小化実行委員会の会議に係る議事録は、施行日において、改正後の要綱第6条第3項において準用する第5条第8項の規定による議事録とみなすものとする。
- 5 施行日の前日において、現に存する行動制限最小化指針は、施行日において、改正後の要綱第7条第1項の行動制限最小化指針とみなすものとする。
- 6 施行日の前日までの間に実施したこの要綱の規定による改正前の医療安全管理委員会要綱（以下「改正前の要綱」という。）第7条の規定に基づく研修及び教育は、施行日において、改正後の要綱第9条の研修等とみなすものとする。
- 7 施行日の前日において現に存する改正前の要綱第7条の規定に基づく研修及び教育に関する記録は、施行日において、改正後の要綱第9条第5項の研修実施簿とみなすものとする。
（要綱の成立要件）
- 8 この要綱は、理事長の承認を得て、病院長が制定したものでなければならない。